

経済的DVとは？

～ 弁護士から学ぶ対策と解決方法 ～

経済的DVとは、夫婦や同棲相手などに対し、生活費を渡さない、仕事をさせない・制限する、経済的に追い込むなどの行為であり、外からは認識しにくいという特徴があります。

弁護士から経済的DVの対策と解決方法を学び、前に進むためのヒントを見つけてみませんか？

【開催日時】 令和8年 **2月10日**（火）14:00～16:00

【受講対象】 1. 県内在住又は在勤・在学の女性
2. 女性DV被害者の支援に携わる方（県外可・性別不問）

【定員】 **50名**（先着順） 【講師】 横浜あかり法律事務所

【開催方法】 オンライン（Zoom）開催 弁護士 野口 杏子 氏

【受講料】 無料

【申込締切】 **1月26日**（月）まで ※定員になり次第、締め切ります。

【お申込み】 **こちらから**



かなテラス DV防止啓発講座

検索

- 申込必要事項：①氏名（フリガナ）②電話番号 ③メールアドレス ④受講対象の種別を入力してください。
- 当日資料等の送付について：2月9日（月）までに、当日資料、Zoomミーティングの招待URL及びパスワード・IDが記載されたメッセージを電子メールにて送信します。上記の期日を過ぎても、電子メールが届かない場合は、かなテラス相談課まで御連絡ください。

【お問合せ先】

かなテラス（神奈川県立かながわ男女共同参画センター）相談課

電話 0466-27-2111（内線330）

休館日：毎週月曜日、11月23日（祝・日）、25日（火）、12月29日（月）～1月3日（土）、13日（火）

ホームページ

https://www.pref.kanagawa.jp/docs/x2t/kouza_event/20260210_dvboushikeihatukouza.html

主催

神奈川県立かながわ男女共同参画センター
かなテラス

1) オンライン講座の受講環境等

●パソコン等を用いてZoomアプリを利用します。

御自身で機器・インターネット通信環境、受講環境を御準備ください。

・講座は、カメラをオフ、マイクはミュートの状態で御参加ください。

2) 当日の接続

●講座当日は、開始20分前（13時40分）に招待URLから接続してください。

3) キャンセル

●速やかに、かなテラス相談課 電話0466-27-2111（内線330）に御連絡ください。

暴力の代表的な形態

身体的暴力

殴る／蹴る／首を絞める／髪を持って引きずり回す／包丁で切りつける
／階段から突き落とす／タバコの火を押し付ける／熱湯をかける 等

精神的（心理的） 暴力

暴言を吐く／脅かす／人格を否定する／無視する／浮気・不貞を疑う／
家から締め出す／大事にしているものを壊す／子どもに危害を加えると
脅す 等

経済的暴力

生活費を渡さない／女性が働き収入を得ることを妨げる／借金を重ねる
／家計費の使い方を細かく追及する 等

性的暴力

同意のない性的な行為をする／ポルノを見せたり、道具のように扱う／
避妊に協力しない 等

社会的暴力 （社会的隔離）

外出や親族・友人との付き合いを制限する／メールを見たり、電話をか
けさせないなど交友関係を厳しく監視する 等

その他

「おまえは家事だけやっていればいいんだ」、「この家の主は自分だ」
などを特権のように振りかざす／暴力をふるう原因をパートナーに転嫁
する 等